

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団  
2013年派遣留学奨学生募集要項

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団は、次のような学生を奨学支援します。

- ・ 学業に優れ、学業に専念する者
- ・ 異文化理解など国際交流に努める者
- ・ 地域交流、ボランティア活動など社会貢献に努める者
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のある者

### I. 応募資格

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナムへ留学を希望する日本国籍を有する学生で、下記の条件を満たす者

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること
- ② 学習奨励金等の名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から奨学金に類する金品を受給していないこと(2013年4月時点)  
(貸与奨学金、学費免除は奨学金に該当しませんが、研究助成金などを受給している時は事前に問い合わせること)
- ③ 奨学生として合格後、異文化交流を目的とする当財団の交流会に必ず出席すること  
(留学の前後に開催される交流会に6回出席すること。交通費支給)
- ④ 協定プログラムで定められた対象大学の在籍期間(履修期間)が6ヶ月以上あること
- ⑤ 2013年9月末までに留学を開始すること
- ⑥ 留学先での勉学・研究に支障のない語学力を有すること
- ⑦ 当財団の奨学生終了後、SATOMとして交流活動に積極的に協力できること  
(SATOM(サトム)とは佐藤陽国際奨学財団の卒業生の総称です)

※大規模災害等の被災を原因に留学に支障をきたしている学生に対しては配慮いたします。

指導教員推薦書に当該学生の被災状況を書き添えてください。

### II. 奨学金

- |        |          |          |                     |
|--------|----------|----------|---------------------|
| 1. 支給額 | 月額:      | 80,000円  | (1ヶ月未満は週割にて計算します)   |
|        | 渡航費:     | 250,000円 | (用途:往復航空券、空港施設使用料等) |
|        | 交換留学一時金: | 100,000円 | (用途:予防接種、留学保険等)     |

2. 支給期間 満6ヶ月以上12ヶ月以内。

奨学金の支給対象期間は、留学対象国に入国した日から履修期間(協定プログラムで定められた対象大学の在籍期間)を終えて当該国を出国する日までとし、「履修期間」+「履修前後の期間30日」を超えない範囲とする。

協定プログラム開始前に現地で語学学校に通う場合は、上記の「履修前後の期間30日」以内を支給対象とする。

3. 支給方法 2ヶ月毎。2ヶ月分を本人名義の日本国内の口座に振り込む。

### Ⅲ. 募集人員

14名

### Ⅳ. 募集期間

2013年1月28(月)～1月29日(火)

### Ⅴ. 応募方法

応募者は、2013年4月時点で在籍する大学の留学生課を窓口として、応募書類を募集期間内に当財団宛に郵送にて提出すること。1月29日(火)必着。

- ① 申請書 \*
- ② 指導教員推薦書(厳封) \* (\*は当財団所定用紙使用)
- ③ 派遣留学計画書 \*
- ④ 経費計画書 \*
- ⑤ 在籍証明書
- ⑥ 学業成績証明書
- ⑦ 大学間交流協定書の写し
- ⑧ 応募者の留学スケジュール(履修の開始及び終了予定時期、帰国時のHOME大学の学年及び卒業予定時期)A4サイズ1枚

### Ⅵ. 選考及び結果発表

書類選考及び面接

- ・ 書類選考の結果は、2月20日(水)までに留学生課宛てに通知する。
- ・ 面接は2013年3月2日(土)及び3日(日)に東京にて実施予定(交通費支給)。
- ・ 面接の結果は、2013年3月中旬までに留学生課宛てに通知する。
- ・ 合格した学生は東京で行われる「説明会:2013年4月6日(土)」及び「認証式:4月7日(日)」に行われる認証式(交通費支給)に必ず出席すること。

## Ⅶ. 留意事項

1. 奨学生が下記の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止することがある。  
(「奨学生規則」を当財団ホームページ(<http://www.sisf.or.jp>)で事前に確認してください)
  - ① 留学期間中に無断で帰国した場合
  - ② 交流会を無断で欠席した場合
  - ③ 「生活報告書」その他提出物を期限内に提出しなかった場合
  - ④ 指導教員から修学または研究の継続が不適当とされた場合
  - ⑤ 学業成績が不良の場合
  - ⑥ 休学・転学の場合
  - ⑦ 法律や社会秩序に反する行為を行なった場合
  - ⑧ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合
2. 合格した時点で派遣先大学の承認を得られていない場合は仮合格者として扱い、その後、承認を得られなかった場合には合格を取り消す。
3. 「HOST 大学の入学許可証(写し)」を入手次第、HOME 大学を通して提出のこと(必須)。
4. 申請書、計画書等の記入は全て自筆とする。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、事務局までお問い合わせください。

《応募資料送付先 及び 問い合わせ先》

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 事務局

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-7-1

TEL: (03)5487-2775

FAX: (03)5487-8632

E-mail: [sisf2020@pn.sato.co.jp](mailto:sisf2020@pn.sato.co.jp)